

商品名	『しがぎん』ジュニア NISA 専用普通預金口座
利用いただける方	口座を開設する年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満の個人のお客さま ※2023 年 10 月以降は、ジュニア NISA 制度改正に伴い、新規開設ができません。
対象となる預金	普通預金のみ ※キャッシュカードは発行しません。
特徴・仕組み	ジュニア NISA 口座、および投資信託の振替決済口座の専用指定預金口座です。
期間	ジュニア NISA 口座を廃止した場合、本口座も原則として解約していただきます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	ジュニア NISA 口座で保有の投資信託の分配金や解約金の入金に限ります。 1 円以上 1 円単位
払出し方法	2024 年以降は、18 歳未満であっても非課税で払出しができます。 それまでの運用益に対して遡って課税されることはありません。 ただし払出しには制限がありますので、以下の点に注意してください。 ・ジュニア NISA 専用普通預金口座より残高を一部でも払出す場合は、ジュニア NISA 口座および投資信託振替決済口座の廃止が必要です。 ・口座開設者が成人の場合は「口座開設者ご本人」、口座開設者が成人でない場合は「口座開設者ご本人の法定代理人」のみ払出しできます。 ・口座開設者ご本人が成人になるまでの法定代理人による払出しは、原則として口座開設者ご本人の同意が必要です。 ・ご本人が年少等の理由で同意が確認できない場合は、ご本人のために使われる資金であることの確認資料を提示してください。 ・口座開設店の窓口以外での払出しはできません。 ・ATM、口座振替による払出しはできません。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	普通預金の毎日の店頭表示の利率を適用します。 (普通預金は変動金利です。金利は店頭でお問い合わせください。) 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割により計算します。
税金	源泉分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)
手数料 (消費税込み)	なし
付加できる特約事項	マル優の取扱ができます。
中途解約時の取扱い	定めはありません。
その他参考となる事項	・18 歳に到達した場合、ジュニア NISA 専用普通預金口座から一般の普通預金口座 (総合口座等) に切替していただきます。 ・他の金融機関への口座移管はできません。

預金保険	<p>預金保険の対象です。</p> <p>(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>
ジュニア NISA に関する説明	
ジュニア NISA についての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア NISA 口座は、全金融機関で1人1口座しか開設できません。 ・ジュニア NISA 口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開は可能です。) ・収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)
投資信託に関するご説明	
投資信託に関する手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、購入時等に各種手数料がかかります。 ・手数料の合計額は次の手数料の合計です。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申込手数料(お申込代金の最大 3.85%[税込]) ② 運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年 2.42%程度[税込]) ③ 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大 0.5%) ④ その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差し引かれます。「その他の費用」は運用状況等により変動するものであり、その全額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは、目論見書をご覧ください。)
投資信託についてのご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。 ・投資信託の基準価額は組入有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身が負担することとなります。 ・投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容をご確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび本支店等に用意しています。ただし、『しがぎん』ネット投信専用の「目論見書」「目論見書補完書面」は窓口にはありません。 ・投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。 ・この資料は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

商号： 株式会社 滋賀銀行
登録金融機関： 近畿財務局長(登金)第11号
所属協会： 日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

投資信託に関するお客さまからの苦情および紛争の解決については次の機関等もご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005